



はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会 通院介護委員会

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802

2022年2月28日発行

TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

要確認 自家用有償旅客運送事業所における運行管理の責任者・安全運転管理者の選任、届け出について

前号の「はーと・なび」で安全運転管理者によるドライバーの酒気帯び確認義務化についてお伝えしましたが、これに関連して、今回は福祉有償運送における運行管理の体制についてお伝えします。送迎事業所の皆様は復習を兼ねて、人員配置状況をご確認ください。

(1) すべての福祉有償運送事業所が「運行管理の責任者」を選任する必要がある

福祉有償運送では「運行管理の責任者」の選任は必須です。人数や資格要件は使用する自家用車の数によって異なります（下表参照）。

使用車両数別「運行管理の責任者」のあり方

車両	5台未満	5台以上
人数	1人	使用する車両数を20で割った数に1を足した数以上（例：車両数30台 $30 \div 20 + 1 = 2.5$ → 2人以上を選任）
資格要件	なし（無資格）	あり（①～④いずれか） ①運行管理者の有資格者 ②事業用自動車の運行管理の実務経験1年以上、または国土交通大臣が認定した講習を修了した者 ③安全運転管理者の要件を備える者 ④国土交通大臣が認めた者

(2) 5台以上の自家用車を使用する事業所では、「安全運転管理者」の選任・届け出が必要

5台以上の自家用車を使用する場合は「安全運転管理者」を1名選任し、管轄する公安委員会へ届け出を行います。車両数20台以上の場合は、上記に加えて20台ごとに副安全運転管理者1名の選任が必要です。安全運転管理者等に選任されると公安委員会から講習の通知が届くので、この講習を年に1回受講します。なお、安全運転管理者・副安全運転管理者の資格要件は次のとおりです。

○安全運転管理者：20歳以上（副安全運転管理者を置く場合は30歳以上）で、運転管理実務経験2年以上（公安委員会の教習修了者は1年以上）

○副安全運転管理者：20歳以上で、運転管理実務経験2年以上または運転経験3年以上

(3) 「運行管理の責任者」を選任していても「安全運転管理者」の選任が必要

「運行管理の責任者」は道路運送法（国土交通省）が、「安全運転管理者」は道路交通法（警察庁）が求めるものです。よって、「運行管理の責任者」の選任をしても、別途「安全運転管理者」の選任をする必要があります。なお、「安全運転管理者」の要件を満たしている方が「運行管理の責任者」を兼任することは可能です（以下リンク先のQ&A

をご参照ください)。

【参考】国土交通省 自家用有償旅客運送についてよくあるご質問(P6 運行管理の責任者について)：

<https://www.mlit.go.jp/common/001374818.pdf>

《トピックス》

特急車両の車椅子スペース設置基準 新幹線車両と同等の基準に引き上げ

国土交通省は、特別急行車両の車椅子スペースについて、新幹線と同等の設置基準を適用するための法改正を今年 3 月をめどに行う予定です。

車椅子スペースとは、車椅子の乗客のために設けられた座席を設置していないフリースペースのことです。新幹線は一編成に原則 3 台以上、最大 6 台分の車椅子スペースを設けることが国の基準となっており、令和 3 年 7 月以降に導入された車両はこの基準を満たす必要があります。この基準は、令和 2 年のバリアフリー法に基づく移動等円滑化基準の改正およびガイドライン改訂によって設けられたもので、それまで JR の車内サービスの一環という位置づけで 1 編成あたり 1~2 か所程度であった車椅子スペースは、このときから国の設置基準が設けられるようになりました。

現在、特急車両は一編成ごとに車椅子スペースを原則 2 台分以上設けることが求められています。今回の改正によって新幹線同様、一編成に原則 3 台分以上に引き上げられます。

同改正案は令和 5 年 4 月 1 日から適用される予定です。詳細は、以下リンク先をご覧ください。

【リンク】

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する

基準を定める省令の一部を改正する省令案について（改正案概要）：

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000230251>

《事務局より》

■運転ボランティア講習会助成金について

本年度分の運転ボランティア講習会費用助成金を申請予定の団体は、年度末を避け早めに申請をしてください。

2021 年度に受講した運転ボランティア講習会費用への助成は、3 月末日をもって締め切りとなります。期日を過ぎますと助成金のお支払いができない場合がありますのでご注意ください。また、書類に不備がある場合、再提出をお願いするため受理日が遅くなることがありますので、申請はお早めに行っていただくことをおすすめしております。あわせて申請時には領収書、受講が確認できる文書など必要な書類が全てそろっているか、今一度のご確認をお願いいたします。

■活動状況報告書の提出についてのごお願い

通院送迎事業所の皆さまにはいつも通院介護支援事業「活動状況報告書」の提出にご協力いただき、ありがとうございます。ご多用中とは存じますが、引き続き報告書の提出にご協力くださいますようお願いいたします。